

地域文化創生本部（先行移転）の概要

地域文化創生本部の体制

【設置時期】平成29年4月

【事務局員数】42名（平成30年10月現在）

構成：文部科学省・文化庁 10（文化財・芸術文化調査官含む），
農林水産省 1，外務省 1，厚生労働省 1
地方公共団体 17（京都府，京都市，関西広域連合（滋賀県，奈良県，
和歌山県，兵庫県，堺市，神戸市），札幌市）
企業・経済団体 4（株淡交社，株JTB西日本，凸版印刷株，
京都商工会議所）
大学事務職員 2（京都大学，大阪大学），大学等研究者 3
事務補佐員 3

平成31年度概算要求 （本部関連）

総額：55.8億円（平成30年度予算額：44.2億円）

〈主なもの〉

- 伝統文化親子教室事業 13.2億円
- 文化芸術創造拠点形成事業 23.1億円
- 観光拠点形成重点支援事業 4.5億円
- 生活文化の振興等の推進 0.8億円
- 障害者による文化芸術活動推進事業 5.2億円

これまでの主な活動



歴史文化基本構想研修会



暮らしの文化フォーラム



全国高校生伝統文化フェスティバル



地元自治体や関係機関との意見交換会



大学等との連携による共同研究実施

このほか

- 地元関係者・団体との意見交換（大学、経済界、文化関係者・団体等）
- 本部発足記念セミナー（H29.9）、1周年記念フォーラム（「和食」をテーマに長官が対談）（H30.6）の開催
- 予算事業の運営・執行
- 文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究や諸外国における文化政策の比較調査
- 京都移転のPR活動、メディア取材対応 等々

- 第1期文化芸術推進基本計画（平成30年3月閣議決定）
将来の文化財の担い手である子供たちが**伝統的な価値に触れる機会の充実**に努める。
- 第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）
文化芸術団体との連携・協力を図りつつ・・・**子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供**する取組への支援を行う。
- 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月閣議決定）
「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」に基づき、・・・**子供や障害者等の文化芸術活動の推進**・・・に取り組む。
- 未来投資戦略2018（平成30年6月閣議決定）
大人と子供が向き合う時間を確保するため・・・「キッズウィーク」を設定し、**多様な活動機会の確保等**を官民一体で推進する。

教室実施型

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化、生活文化及び国民娯楽に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会の提供により、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化等を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養（かんよう）すること

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）
実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等
実施方法：全国の伝統文化関係団体を対象に募集し有識者審査を経て決定
「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供



子供屋台囃子教室



みまや焼き教室



着装・礼法教室

拡充

多様な伝統文化等を体験できる機会を確保するため、重点分野推進枠を新設
平成31年度は**食文化をはじめとする生活文化の分野を推進**

平成31年度 約4,070教室（うち重点分野推進枠70教室）

地域展開型

目的：教室実施型で発掘された地域における指導者等を活用して、伝統文化等を振興する自治体が地域の文化を掘り起こし、集中的に体験できる多様な機会を創出することにより、キッズウィーク等の休日における活動機会や障害のある子供の体験機会を確保するなど、地域の多様な人々の社会参画や子供の体験活動機会の充実を図ること

参加対象：地域に在住する親子等
実施主体：地方自治体
対象経費：指導者への謝金・旅費、会場・用具の借料等

地域における多様な
体験機会の創出により、
子供たちの体験活動機会の充実

自治体と指導者等の連携強化
地域人材の把握・活用

キッズウィーク等における体験活動機会の提供
休業日の充実



郷土食文化体験



きもの文化体験



地蔵盆体験

<支援事業数>平成31年度 約40地域

2020東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、**地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上**させるとともに、**多様で特色ある文化芸術の振興**を図り、ひいては**地域の活性化に寄与**する。

【事業内容①】

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業を支援（補助率：1/2）

- 補助対象事業者：地方公共団体
- 補助金上限額：文化芸術による地域経済活性化に資する取組 1億円
：地域の文化芸術の振興に資する取組 3千万円
- 補助対象経費：文芸費、舞台費、報償費、消耗品等

地方公共団体

音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術等を中心とする地域の文化芸術資源を活用した文化事業を実施

- 【取組例】・地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、アウトリーチ
・芸術祭、音楽祭、写真展、美術展、メディア芸術の展示等



大友良英+青山泰知+伊藤隆之《(with) without records》
松井紫朗《climbing time/falling time》撮影：小牧寿里
札幌国際芸術祭2017



クロスメディアイベント「078」（神戸市）

多様で特色ある文化芸術の振興、地域の活性化

【事業内容②】

地方公共団体等による地域の文化施策推進体制を構築する取組を支援（補助率：1/2）

- 補助対象事業者：地方公共団体（都道府県・政令指定都市）
- 補助金上限額：2千万円
- 補助対象経費：専門人材による文化芸術政策の立案に要する経費、調査研究・情報発信に要する経費等

文化芸術立国の実現を加速する文化政策（答申）文化審議会（平成28年11月17日）
地方公共団体においても、地域の文化芸術に熟知しつつ、自立した文化芸術活動に求められるマネジメント力等を備えた専門人材を確保することが必要である。あわせて、地域のアーツカウンシル機能（主として文化芸術政策の立案や調査研究などを実施する機能）を強化する観点から、独立行政法人日本芸術文化振興会との連携を図りつつ、地域の文化芸術施策推進体制の整備を促進していく必要がある。

都道府県・政令指定都市

委託等

文化振興財団等

文化芸術施策の
立案・遂行

助成事業

調査研究
情報発信

文化芸術分野の支援に専門性を持つ
独自の職員の配置

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力が向上

<文化遺産を活用した観光拠点整備に係る提言>

2020年までに、**日本遺産や歴史文化基本構想に基づく、文化財を中核とする観光拠点を全国で200箇所程度整備**

(明日の日本を支える観光ビジョン、まち・ひと・しごと創生基本方針2018 など)

<古民家等の観光資源としての活用推進に係る提言>

地域の古民家等を観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を推進し、平成32年までに全国200地域で取組を展開することを目指す。

(未来投資戦略2018 など)



歴史文化基本構想策定地域や、他のモデルとなるような優良な取組を実施する地域に対して、本事業により支援

【メニュー1】地域計画等活用推進枠 **300百万円 (160百万円)**

歴史文化基本構想に基づき実施される情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備(古民家の活用に資する改修を含む)等を支援。

【メニュー2】優良モデル創出枠 **150百万円 (200百万円)**

特に優良な観光拠点形成の事例を創出するため、他省庁とも連携して、周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的な整備を重点的に支援。(文化庁は、国指定等文化財の修理・整備等を支援)



地域計画等を活用した文化遺産の総合的な整備・活用を支援



観光拠点としての活用を目的とした古民家等の改修を支援



道路美装化・無電柱化



周遊バス実証運行

特に優良な観光拠点形成の事例を創出するため、他省庁とも連携して、周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的整備を支援

生活文化等における課題や展望等の実態を把握するとともに、食文化をはじめとする生活文化等が持つ多様な価値を生かし、継承、発展及び創造につながる施策を展開する。

暮らしの文化（生活文化、国民娯楽等）施策の3つの柱

1. 暮らしの文化を支える

■ 生活文化等資源活用事業（61百万円）【新規】

・生活文化等が持つ価値と魅力を文化資源として有効に活用するため、関係団体等と連携し、生活文化等に関して価値づけするとともに、我が国の文化芸術として国内外に発信する。（31年度は食文化を対象）

■ 生活文化調査研究事業（17百万円）【新規】

・生活文化等の振興等をより推進する方策を検討するため、各分野に関する詳細調査を行う。



2. 暮らしの文化で育てる（別掲）

■ 伝統文化親子教室事業（1,319百万円（50百万円増））の内数

・次代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化・生活文化等を確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性をかんよう（涵養）することを目的に実施。

■ 文化芸術による子供総合育成事業（生活文化等教員体験促進事業）（23百万円）【新規】

・教員に対して、生活文化等に関する基本的な知識の習得や体験をする機会を提供することにより、教員が体験から得た知見を授業等で活用したり、学校独自の新たな取組の展開を創出する等、子供たちが学校においても生活文化等に親しむ機会の創出を図る。



3. 暮らしの文化を生かす（別掲）

■ 戦略的芸術文化創造推進事業（生活文化等）（150百万円）【生活文化等は新規】

・生活文化等によるインバウンド等を対象とした「本物」の体験や生活文化等と異業種との連携による展示など従来とは異なるアプローチにより新たな需要を創出し、「各分野の活性化」、「生活文化等の魅力向上」、「後継者の確保」等を図る。（31年度は食文化を中心に実施）

暮らしの文化の多様な価値を生かした、文化芸術立国の実現

課題

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく基本計画の策定やそれに基づく施策を推進していくことが必要。

現在「戦略的芸術文化創造推進事業」の一部として実施している共生社会関連事業について拡充を図り、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に規定された基本的施策に沿って、重点的に事業を実施していく。

平成31年度概算要求の内容

① 障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の拡充等 460百万円(拡充)

これまで障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表機会の確保などについては、「戦略的芸術文化創造推進事業」の中で支援を実施してきたが、今回の法律成立を受け、更にこの取組を推進していくため、以下の基本的施策の内容について重点的に支援を拡充する。

鑑賞・創造・発表(3種類)の取組を全国7ブロックで展開(21団体程度)

特に日本の障害者の優れた文化芸術活動を広めるため、国際的な催しへの障害者の参加の促進については重点的な支援を行う。(1団体程度)

鑑賞機会の拡充に向けた取組

障害者が芸術に触れ、自らも芸術活動に参加するという体験機会の拡充を中心に、障害者が必要な支援を受けて文化芸術を鑑賞する機会の拡充に向けた取組を行う。

創造機会の拡充に向けた取組

障害者が自ら芸術を創造することができる環境を整備するため、以下のような取組を行う。

- ・ 障害者に対する創造の場の確保や情報提供などの支援
- ・ 創造活動を支援するための人材の養成 等

発表機会の拡充に向けた取組

障害のある方たちが制作した魅力ある作品など、日本の障害者の優れた文化芸術活動の成果を広く発信することに対して支援する。特に、国際的な催しへの障害者の参加の促進については重点的な支援を行う。



② 芸術上価値が高い作品等の評価等を向上する取組等 60百万円(新規)

芸術上価値が高い障害者の作品等が適正な評価を受けることとなるよう、全国の障害者の作品等についての実情の調査を行い、埋もれている作品等の発掘を行っていく。見出された作品や各団体からの作品等について、国の美術館において展示の取組を行っていく。また、そうして得られた成果を広く全国に展開していく。(調査研究の実施や展示会の開催等 3件)

現在(2018年度)

2019年度

2020年度

2021年度

2022年度以降

2018年度
法案成立
国の基本計画の検討

2019年度以降
地方公共団体も基本計画の策定を検討

2019年度～(数年間)
障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表機会の確保に向けた取組を
重点的に、モデル的な取組を行っていく。

全国的な取組
の拡大を検討